

小口資金特別保証融資

1 概要

中小企業者に対し事業資金の保証を行い、企業経営の安定に資することを目的に、当該融資に必要な信用保証料を全額補助します。

2 制度内容

(1) 融資対象

市内で事業を営む中小企業者で、かつ中小企業信用保険法対象業種であること
※同一年度内に小口資金特別保証融資制度と小口零細企業特別保証融資制度の併用はできません

(2) 資金使途

○運転資金 ○設備資金

(3) 融資限度額 1,000万円

(4) 利率及び保証料

○年 率 2.1%以内
○保証料 企業のリスクにより9段階の保証料率(市が全額負担)

(5) 期 間

○運転資金 5年以内 (含6ヶ月以内の据置)
○設備資金 7年以内 (含1年以内の据置)

(6) 担 保 必要に応じて徴求

(7) 保証人 法人の場合は代表者、個人の場合は不要

(8) 申込先

○取扱金融機関(青森銀行、みちのく銀行、東奥信用金庫、青い森信用金庫、
青森県信用組合、秋田銀行)
○信用保証協会

3 問い合わせ先

弘前市商工振興部商工政策課商業振興係
TEL 0172-35-1135(直通)